

第 3 問 答 案 用 紙<1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

| | | | | | |
|---|--------------|---|--------------|---|-----------------|
| ① | 新株予約権 | ② | 75,000 千円 | ③ | 75,000 千円 |
| ④ | 0 千円 | ⑤ | 3,000 千円 | ⑥ | △70,000 千円 |
| ⑦ | △7,000 千円 | ⑧ | 42,000 千円 | ⑨ | 2,074,000 千円 |

金額がマイナスの場合には、その金額の前に△を付すこと。

問 2

会計基準の新設及び改正並びに商法の改正により、以前よりも純資産の部に直接計上される項目や純資産の部の変動要因が増加している。そこで、ディスクロージャーの透明性の確保の観点から、純資産の変動に関する開示制度の必要性が高まったために変更されている。

第 3 問 答 案 用 紙 < 2 >
(会 計 学)

問題 2

問 1

| | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ① 法人税等の支払額 | ② 2,510 百万円 | ③ 650 百万円 |
| ④ $\Delta 300$ 百万円 | ⑤ 1,910 百万円 | ⑥ $\Delta 100$ 百万円 |
| ⑦ $\Delta 1,495$ 百万円 | ⑧ $\Delta 700$ 百万円 | ⑨ 515 百万円 |

金額がマイナスの場合には、その金額の前に Δ を付すこと。

問 2

- | |
|--------------------------------------------|
| ① 重要な非資金取引は当期にキャッシュ・フローを伴わない取引であるため |
| ② 重要な非資金取引は翌期以降長期にわたりキャッシュ・フローに影響する取引であるため |
| ③ 財務諸表の他の箇所に開示し、さらに注記も行くと、開示が重複し明瞭性を損なうため |

第4問 答案用紙<1>

(会 計 学)

問題 1

問 1

(1)

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

(2)

実現の2要件とは、①企業外部の第三者に対する財貨の引渡しまたは役務の提供と、②その対価としての現金または現金等価物の受領をいう。実現主義が収益の認識にこの2要件を求めるのは、損益計算に客観性及び確実性が付与されることと、貨幣的な裏付けのある分配可能利益の算定に資することを理由としている。ここで、未売却の段階で計上される資産の評価差額は実現の2要件を満たさないため、これを当期の損益として処理することは実現主義に反することになる。しかし、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、実現の2要件をほぼ満たすものであるといえる。このため、売買目的有価証券の評価差額は、実現損益に準ずる性格のものとして、当期の損益に含めることとされている。

問 2

売買目的有価証券とは異なり、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられるため、(B)の規定が設けられた。

問 3

運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなしてその評価基準に従って処理するため、時価により評価を行う。このような評価を行うのは、運用を目的とする金銭の信託では、企業が信託財産の構成物である金融資産及び金融負債を運用目的で間接的に保有しているものと考えられるが、この信託財産については委託者の事業遂行上等の観点からの売買・換金の制約がないことから、信託財産の構成物である有価証券が売買目的有価証券と同様の性格を有していると考えられるためである。

第4問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問題2

問1

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によれば、財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような企業の財務状況の開示にある。ここで、企業価値を評価する際の基礎となる将来キャッシュ・フローの予測に広く用いられているのが、投資の成果を表す利益の情報であり、これが財務報告における情報開示の中で特に重要と考えられている。当該情報の主要な利用者であり受益者であるのは、報告主体の企業価値に関心を持つ当該報告主体の現在及び将来の株主であるため、純利益とこれを生み出す投資の正味ストックである株主資本は重視されることとなり、その結果、純資産の部において株主資本は区分して表示することとされている。

問2

評価・換算差額等は、資産性または負債性を有しないため、純資産の部に表示する。また、純利益を生み出す正味のストックである株主資本に評価・換算差額等を含めると、当期純利益が資本取引を除く株主資本の変動をもたらすという関係が成り立たなくなるため、評価・換算差額等は株主資本と区別して表示する。

問題3

問1

300

百万円

問2

(1) 繰延法

(2) 未実現損益の消去に係る一時差異については、個別財務諸表において未実現損益が発生した連結会社と、一時差異の対象となった資産を保有している連結会社が相違しており、この点で他の一時差異とは性質が異なる。すなわち、売却元の連結会社の個別財務諸表においては、未実現損益の発生年度に当該未実現損益に対して課税されており、将来において未実現損益の消去に係る税金を減額または増額させる効果は有さないため、売却元の連結会社で発生した税金を繰延税金資産として計上する繰延法が採用されている。

第 5 問 答 案 用 紙<1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

| | | | | | |
|---|-------|-----|---|-------|-----|
| ① | 6,360 | 百万円 | ② | 1,240 | 百万円 |
|---|-------|-----|---|-------|-----|

問 2

| | | | | | |
|---|--------|-----|---|--------|-----|
| ① | 20,160 | 百万円 | ② | 22,400 | 百万円 |
| ③ | 1,214 | 百万円 | ④ | 2,560 | 百万円 |

問 3

| | | | | | |
|---|-------|-----|---|-------|-----|
| ① | 1,530 | 百万円 | ② | 1,710 | 百万円 |
| ③ | 資本剰余金 | | ④ | 180 | 百万円 |

問 4

| | | | | | |
|---|-------|-----|---|--------|-----|
| ① | 2,304 | 百万円 | ② | 728 | 百万円 |
| ③ | 5,930 | 百万円 | ④ | 4,680 | 百万円 |
| ⑤ | 9,820 | 百万円 | ⑥ | 42,160 | 百万円 |
| ⑦ | 3,392 | 百万円 | ⑧ | 17,250 | 百万円 |

問 5

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 増資後の P 社の B 社に対する持分比率は64%となるため、支配関係は継続する。そのため、増資に伴う P 社の B 社に対する持分増減額を資本剰余金に計上する会計処理が必要となる。また、支配関係が継続することから、為替換算調整勘定のうち親会社の持分比率の減少割合相当額を資本剰余金に含めて計上するため、当該為替換算調整勘定につき、非支配株主持分に振り替える会計処理が必要となる。 |
| (2) | 一部売却後の P 社の B 社に対する持分比率は40%となり、支配関係が喪失するため、P 社は B 社を連結の範囲から除外し、持分法を適用する。そのため、売却後の B 社株式帳簿価額を持分法による投資評価額に修正する会計処理が必要となる。また、売却前の投資の修正額と、このうち売却後の株式に対応する部分との差額から、為替換算調整勘定のうち一部売却に係る部分を除いた額について、株式売却損益を修正する会計処理が必要になる。 |

第 5 問 答 案 用 紙 < 2 > (会 計 学)

問題 2

| | |
|----|------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 連結：支配獲得日において、子会社の資産及び負債のすべてを、支配獲得日の時価により評価する全面時価評価法が適用される。 |
| | 持分法：投資日ごとに、被投資会社の資産及び負債のうち投資会社の持分に相当する部分を、投資日の時価により評価する部分時価評価法が適用される。 |
| 2. | 連結：段階取得により支配を獲得する場合、支配獲得日の時価と支配獲得に至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額は、段階取得に係る損益とする。 |
| | 持分法：投資が段階的に行われている場合、投資日ごとの原価とこれに対応する被投資会社の資本との差額は、のれん又は負ののれんとして処理する。 |
| 3. | 連結：取得関連費用は発生した連結会計年度の費用として処理する。 |
| | 持分法：個別財務諸表上で株式の取得原価に含まれた付随費用は投資原価に含めて処理する。 |
| 4. | 連結：子会社における研究開発の途中段階の成果は、識別可能性の要件を満たす限り、支配獲得日の時価に基づいて子会社の資産に計上する。 |
| | 持分法：被投資会社における研究開発の途中段階の成果は、被投資会社の資産には計上しない。 |

問題 3

| | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 将来の業績に依存する条件付取得対価については、当該条件付取得対価の交付又は引渡し が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として 追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する。これにより、の れんの金額が大きく変動することがある。 |
| 2. | 企業結合日以後の決算において、取得原価の配分が完了していなかった場合は、その時点 で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行い、その後追加的に入手した 情報等に基づき配分額を確定させる。これにより、識別可能資産または識別可能負債が変 動する結果、のれんの金額が大きく変動することがある。 |